

「厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）」における重症患者認定基準の修正について（案）

（厚生労働省社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会における検討結果）

○厚生労働省告示第四百六十二号

厚生労働大臣が定める者

- 一 （略）
- 二 令第二十二條第一項第二号ロの医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体の状態又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。
 - イ （略）
 - ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	<u>発達指数若しくは</u> 知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達 <u>指数若しくは</u> 知能 指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理 <u>又は若しくは</u> 挿管を行っているもの、 <u>三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの</u>
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達 <u>指数若しくは</u> 知能 指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの

三・四 （略）